



報道関係者 各位

令和3年1月29日(金)

【照会先】

職業安定部 需給調整事業室
室長 平田 康 広
需給調整指導官 井之上 亮 太

職業安定部 職業安定課
職業安定課長 山本 浩 一
課長補佐 三輪 浩 史
雇用企画係長 迫園 竜 士
(電話) 0985-38-8823

新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえた派遣労働者の雇用維持と令和3年度の新規学卒者の採用について、経済団体等に要請を行います

現在、県内の多くの事業者の皆様が、雇用調整助成金などを活用しつつ派遣労働者を含む労働者の雇用維持に努めているところですが、新型コロナウイルス感染症の長期化による先行き不透明感が増す中、今年度末における労働者派遣契約の不更新の増加も懸念されるところです。また、令和2年度卒の新規学卒者の内定状況への新型コロナウイルス感染症の影響は、現時点では一部を除き当初の想定より限定的とみられるものの、同感染症の長期化が令和3年度卒の新規学卒者の採用に与える影響についても懸念の声があります。

宮崎労働局(局長:名田^{なだ}裕^{ゆたか})では、このような状況を踏まえて、以下のスケジュールにより幹部職員が県内経済4団体を直接訪問して、安易な派遣契約の解除を行わないことによる派遣労働者の雇用維持について要請を行います。また、派遣労働者の雇用維持については、派遣元事業主の取組みも重要であることから、県内に本社があるすべての派遣元事業主 104 社に対して個別に書面を送付して要請を実施しました。

さらに、この県内経済4団体への訪問による要請の際、合わせて令和3年度卒の新規学卒者の採用についても要請を行います。

【幹部職員の直接訪問による経済団体宛て要請スケジュール】

- ・宮崎県経営者協会 令和3年2月5日(金)午前10:00
- ・宮崎県商工会議所連合会 令和3年2月5日(金)午前10:30
- ・宮崎県中小企業団体中央会 令和3年2月5日(金)午後14:00
- ・宮崎県商工会連合会 令和3年2月5日(金)午後14:30

【要請の要点】

○ 派遣労働者の雇用維持

1 県内の経済4団体宛て

今年度末における労働者派遣契約の不更新が、派遣労働者の雇用不安につながることから、安易な契約の解除は控えていただきたいこと。

2 県内 104 社の派遣元事業主宛て

派遣契約の解除や不更新があつた場合でも、安易な雇い止めや解雇を行わず、労働者派遣法に基づき派遣労働者の雇用維持や新たな派遣先の確保を図っていただきたいこと。

○ 令和3年度卒の新規学卒者の採用

公正な採用選考を行うとともに、中長期的な視点に立って新規学卒者の採用維持を図っていただきたいこと

【関係資料】

別添1 派遣労働者の雇用維持に関する団体宛て要請文(宮崎県経営者協会宛て)(※1)

別添2 派遣労働者の雇用維持に関する派遣元事業主宛て要請文

別添3 新規学卒者の採用維持に関する団体宛て要請文(宮崎県経営者協会宛て)(※1)

※1 同様の要請文を、宮崎県経営者協会以外の3団体に対しても実施

令和3年2月5日

宮崎県経営者協会 会長 殿

新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請

日頃より、厚生労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国の雇用情勢については、求人が底堅く推移する中、求人が求職を上回って推移しているものの、求職者が引き続き増加しており、厳しさがみられる状況にあります。また、令和3年1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われ、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を一層注視する必要がある状況であり、今後、労働者派遣契約の更新が多くなる年度末の時期となっていくため、契約の不更新等が多く発生することが危惧されます。

こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症にかかる派遣労働者の雇用維持等に関する要請について、厚生労働大臣から経済団体の長に対し、令和3年1月14日付けで、別紙のとおり要請を行ったところです。

当該要請にもあるとおり、派遣労働者の雇用の維持を図るためには派遣先における対応が必要不可欠であり、貴団体におかれては、下記の事項についての御対応をこの機会に強く会員企業に働きかけていただくようお願い申し上げます。

記

- 一 派遣労働者を受け入れている派遣先企業におかれては、労働者派遣契約の解除や不更新は派遣労働者の方の雇用の不安定に直結することを御認識いただき、安易な契約の解除をお控えいただくとともに、来年度に向けた労働者派遣契約締結の交渉に当たっては、派遣労働者の能力を最大限に活用するという観点に立って、可能な限り労働者派遣契約の更新等を図ること
- 二 やむを得ず労働者派遣契約の解除や不更新を行う場合においても、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第138号）の趣旨を踏まえつつ、関連会社における就業も含め、派遣元とも協力しつつ派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること
- 三 派遣労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないよう、社員寮等に入居している労働者については離職した場合も引き続き一定期間の入居について、できる限りの配慮を行うこと

宮崎労働局長
名田 裕

宮崎県経営者協会 会長 殿

宮 崎 労 働 局 長

令和3年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の求人求職秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、既に御承知のとおり、関係府省、大学等において議論を行い、政府（関係省庁連絡会議：内閣官房、文科省、厚労省、経産省による局長級会議）においては令和2年3月31日に「2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」（以下「要請」という。）により、大学等（就職問題懇談会）においては同年3月16日に「2021年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）により、令和2年度と同様、広報活動は卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降に開始されることとなっております。

これを受けて、厚生労働省としましては、令和3年度の大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人・求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めるとともに、当該要請及び申合せを踏まえ、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）においては、下記のとおり取扱うことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われるよう、下記2の事項について格段の御協力をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知下さいますよう併せてお願いいたします。

記

1 求人票の展示・公開時期等

令和2年度と同様、令和3年度の安定所における取扱いは次のとおりとす

る。

(1) 求人票等の展示・公開等の取扱いについて

令和3年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、令和3年4月1日以降に展示・公開する。

これに伴う当該求人受理開始は令和3年2月1日以降とし、この場合、当該求人者に求人票の展示・公開日等について説明をするとともに、安定所では5月31日以前に職業紹介を行わないことから、事業主も当該求人票による採用選考活動を行わないよう、安定所から企業に了解を求める。

(2) 求人情報、ガイドブック等の作成について

大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、令和3年4月1日以降とする。

(3) 大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について

労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。宮崎労働局においては、例年採用選考開始後の6月に大学等就職面接会、年度後半に面接会及び新卒応援ハローワーク等主催のミニ面接会を実施しているところであるが、開催に当たっては新型コロナウイルス感染症の感染防止策を徹底するとともに、必要に応じてオンラインを活用する。

(4) 専修学校等の取扱いについて

要請及び申合せは、令和3年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

- ① 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- ② ハラスメントや学生の自由な就職活動を妨げないようにすること
- ③ 応募者に広く門戸を開き、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考を行うこと
- ④ 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないように、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- ⑤ 既卒者の応募機会の確保に加えて、通年採用・秋期採用や応募時の居住地に関係なく地域限定正社員制度の積極的な導入等、多様な選考・採用機会の拡大に努めること
- ⑥ 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること

派遣元事業主の皆様

新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請

労働者派遣事業の適正な運営に、日頃より御尽力をいただき、感謝申し上げます。

我が国の雇用情勢については、求人が底堅く推移する中、求人が求職を上回って推移しているものの、求職者が引き続き増加しており、厳しさがみられる状況にあります。また、令和3年1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われ、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を一層注視する必要がある状況です。

貴社に対する新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等については、令和2年5月28日、8月31日及び11月30日に、派遣元事業主の業界団体に対する厚生労働大臣要請と併せて要請をさせて頂いたところですが、今後、労働者派遣契約や労働契約の更新の時期を迎える方が多くなり、契約の不更新等が多く発生することが危惧されるものと考えています。したがって、派遣労働者の雇用を維持するためには、派遣元事業主の皆様の積極的な御対応が不可欠な状況になっていると認識しております。

こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請について、厚生労働大臣から派遣元事業主の業界団体に対し、令和3年1月14日付で、別紙のとおり、改めて要請を行ったところです。

当該要請にもあるとおり、派遣元事業主の皆様にとって重要な人財である派遣労働者の雇用の維持を図り、業界としての姿勢を社会に示すため、通常の労働者派遣事業というビジネスモデルの範疇にとどまらない対応が必要となっていると認識しており、改めて下記の事項について派遣元事業主の皆様の積極的な御対応をお願い申し上げます。

記

- 一 雇用調整助成金の特例措置の活用を通じて、休業や教育訓練を実施して次の派遣就業に向けた準備を進めていただくとともに、テレワーク等をあわせて活用し、安易な雇止め、解雇等を行わず、派遣労働者の雇用の維持を図ること
- 二 労働者派遣契約の解除や不更新は派遣労働者の雇用の不安定に直結するという認識を派遣先企業としっかりと共有いただき、派遣労働者の能力を最大限に活用するという観点に立って、派遣先企業と協力し、可能な限り労働者派遣契約の更新等を図ること
- 三 労働者派遣契約の解除や不更新があった場合に対応できるよう、従前の取引先にとどまることなく、新たな派遣先の確保を図ること

四 労働者派遣契約の解除や不更新があった場合であっても、

- ① 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和 60 年法律第 88 号）に基づき、同一の派遣先の派遣就業見込みが一定期間以上である派遣労働者について、雇用安定措置（派遣先への直接雇用の依頼、新たな派遣先の提供等の措置）の義務等（派遣就業見込みが 3 年の場合は義務、1 年以上 3 年未満の場合は努力義務）を適切に果たすこと

特に、4 月 1 日より、派遣労働者が希望する雇用安定措置の聴取が義務化されることを踏まえ、適切に対応すること

- ② 「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成 11 年労働省告示第 137 号）の趣旨を踏まえつつ、まずは、派遣先企業と協力しながら派遣労働者の希望する別の派遣先等の就業場所を確保するなど、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること

五 派遣労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないように、社員寮等に入居している労働者については離職した場合も引き続き一定期間の入居について、できる限りの配慮を行うこと

今後とも、派遣労働者の雇用維持・確保等に向けて、御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。

宮崎労働局長
名田 裕